

令和 7 年度 第 4 回山梨県公共事業評価委員会

1 日時：令和 7 年 10 月 1 日（水）10:30～15:30

2 場所：山梨県防災新館 4 階 407・408

3 出席者（敬称略）

（委員）有賀一広、内川義行、岡村美好、斉藤成彦、堤大三、保坂ひとみ、
馬籠純、宮川雅至、渡辺たま緒（50 音順）

（県）治山林道課・耕地課・道路整備課・治水課・砂防課・都市計画課職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、森林環境部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、
県土整備総務課職員

4 傍聴者等の数 0 人

5 会議次第

1. 開会

（1）委員長あいさつ

2. 議事

議事録のページ

（1）費用便益分析マニュアルの訂正について

P2

（2）審議対象箇所の事業説明

事前 3 県土 道路事業 国道 4 1 1 号（日川橋） P2

事前 4 県土 道路事業 （一）天神平甲府線（塚原 I C アクセス II 期） P3

再 1 2 県土 道路事業 国道 1 4 0 号（桜井 I C アクセス） P4

再 1 1 農政 農地整備事業 ゆずの郷 P5

事前 5 県土 砂防事業 十二山川 P6

再 1 3 県土 治水事業 古川 P7

再 1 4 県土 街路事業 （都）和戸町竜王線（城東～中央 5 丁目工区） P7

再 1 5 県土 街路事業 （都）大手二丁目浅原橋線（柳町工区） P8

（3）調書の修正箇所説明

P8

事後 2 森林 林道事業 菅野盛里線

再 1 森林 林道事業 細野鹿留線

事前 2 県土 急傾斜地崩壊対策事業 下部の 2

再 2 農政 農地整備事業 穴山

再 4 農政 中山間地域整備事業 甲斐駒東部

再 5 農政 中山間地域整備事業 黒駒東

再 6 農政 中山間地域整備事業 身延南部

（4）報告案件について

P8

3. 閉会

6 議事概要

(1) 費用便益分析マニュアルの訂正について

事務局から説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 審議対象箇所の事業説明

<事前評価事業>

事後 3 県土 道路事業 【国道 4 1 1 号（日川橋）】

(質疑応答)

○委員：河川断面を阻害しているとのことだが、架替後の橋梁は橋脚数が減るのか。

●道路整備課：径間数（橋脚数）は変わらない見込み。桁下余裕高が確保されていないため、桁底部の高さを上げて河川断面の確保を図る予定。

○委員：寿命化実施計画に架け替え橋梁名は記載されているのか。

●道路整備課：令和 7 年 5 月更新版の 37 ページに記載されている。

○委員：現在、どの程度地元への説明を終えているのか。

●道路整備課：平成 26 年の事前調査時から、直近では令和 6 年・令和 7 年に山梨市・笛吹市の地元区会や区長会に説明を行った。また、実際に影響を受ける地区の住民には回覧にて事業内容について周知を図っている。

○委員：架け替え位置の用地取得が必要になるか。

●道路整備課：必要になる。

○委員：橋梁部の幅員は広がるとのことだが、前後の道路はどうなるのか。また、歩道は設置するのか。

●道路整備課：橋梁前後の擦り付け（道路改良）範囲についても橋梁部同様に拡幅する。歩道も設置する。

○委員：橋梁架け替えにより桁下余裕高を確保するとのことだが、過去の傾向から将来的に河床の堆積により余裕高が足りなくなる懸念はないのか。

●道路整備課：事業箇所は、過去の計測結果から河床が低下傾向にある位置である。

○委員：日川橋南詰交差点は、現状は国道 411 号に沿った形状となっているが、改良後はどのような形状になるのか。

●道路整備課：改良後は道路構造令に則った正規の十字交差点形状となる予定。

○委員：新しい橋梁が設置されたら、古い橋梁（現橋梁）は撤去するのか。

●道路整備課：撤去する。

○委員：事業の概要（課題・背景）に、現橋が河川断面を阻害するなど既存不適格の構造物で

あることも追記した方がよい。

●道路整備課：追記する。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前 4 県土 道路事業 【(一) 天神平甲府線（塚原 IC アクセスⅡ期）】

○委員：塚原 IC アクセスⅠ期の用地の取得状況は。

●道路整備課：道路事業は、用地取得 100%完了。街路事業は、概ね完了となっている。

○委員：本工区においても、Ⅰ期と同様に工事車両の通行や工事の制限等、配慮すべき事項があるか。

●道路整備課：Ⅰ期では、地元協議により、トンネル掘削工事の施工時間の制限やトンネルの掘削ブリの搬出経路の変更など、地域へ配慮して工事を進めている。Ⅱ期についても、地元の意見を聞きながら、振動・騒音対策等必要な対策は講じる。

○委員：Ⅰ期とⅡ期で道路幅員が異なる理由は何か。

●道路整備課：車道幅員の変更はない。周辺の土地利用状況等を踏まえ、歩道幅員を変更している。

○委員：P4 の③の写真に示された北部区間との接続位置について、人家が少ないもう少し西側であれば用地取得が容易になったのでは。

●道路整備課：写真は道路部のみを示しているが、インターチェンジのランプ部や生活道路の付け替え道路なども必要となるため、実際には写真より広い範囲での用地取得が必要となる。

○委員：北部区間について、事業化年度は記載されているが、供用予定年度等も記載した方が事業の必要性が明確になるのでは。

●道路整備課：北部の供用予定年度は、現時点で未公表でのため調書には記載できない。

○委員：Ⅰ期は、天神平甲府線（現道）に接続されているため、先行整備しても整備効果が見込まれるが、Ⅱ期が計画どおり令和 18 年度に完成した場合でも、北部区間が未完成であれば事業効果は限定的となる。Ⅱ期が北部区間の進捗に合わせて進める必要があることが分かるように記載を工夫すべき。

●道路整備課：記載方法を検討する。

○委員：自動車交通量 9,247 台は、どこの交通量か。Ⅱ期の交通量や北部区間開通後にどの程度交通量が増加するか不明であるため、記載方法を工夫すべきではないか。

●道路整備課：Ⅰ期区間の交通量である。記載の工夫について検討する。

○委員：自動車交通量 9,247 台は、道路交通センサスでは（一）緑ヶ丘運動公園線の交通量である。（一）天神平甲府線の交通量に読み替えているのはなぜか。

●道路整備課：塚原 IC アクセスは、現道の天神平甲府線のバイパスと位置づけられており、一部が（一）緑ヶ丘運動公園線と重複している。このため交通量は（一）緑ヶ丘運動公園線の数値を採用した形になっている。

○委員：P4 の②の赤ルートの接続部の位置が、平面図と一致していないのではないか。

●道路整備課：確認する。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再 1 2 県土 道路事業 【国道 1 4 0 号（桜井 IC アクセス）】

（質疑応答）

○委員：事業費増額分の内訳は。

●道路整備課：用地補償分が 1.5 億円から 2 億円、労務資材の上昇分が 14 億円。

○委員：用地取得率は。

●道路整備課：面積ベースで 56%ほど。

○委員：計画期間を 1 年延長することだが、1 年の延長で足りるのか。

●道路整備課：計画どおり供用できるよう事業進捗を図り、新山梨環状道路の北部区間（広瀬～桜井）の供用開始に遅れが生じないように、着実に整備を進める予定。このタイミングで事業評価に諮るのは、国の予算採択上必要となるため。

○委員：北部区間（広瀬～桜井）の供用開始はいつか。

●道路整備課：国は供用時期を公表していないが、公表されている国の事業評価資料からは R12 と推測される。

○委員：県事業評価での審議に必要との理由で、広瀬～桜井の供用時期を示してもらえないのか。

●道路整備課：担当者レベルで国側に投げかけてみる。

○委員：便益の増加理由は。

●道路整備課：将来交通量推計の更新や費用便益分析マニュアルの原単位変更に加え、新山梨環状道路桜井・塚原間が事業化され、便益エリアが広がったことによるもの。

○委員：添付資料シート（1）の地図に塚原 IC を記載した方がよい。

●道路整備課：追記する。

○委員長：この事業については、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再 1 1 農政 農地整備事業 【ゆずの郷】

（質疑応答）

○委員：前回の再評価から整備区域の変更はないのか。

●耕地課：変更はない。

○委員：調書 P7 の区画整理前の写真は森林のようにになっているが農地か。農道は何の基準に基づいてつくるのか。傾斜があるところでも対応できるのか。

●耕地課：農地だが山林化してしまっていた。農林水産省の「農道設計基準」に基づいて整備している。傾斜地も対応できる基準である。

○委員：前回評価の工期延期理由は何か。

●耕地課：既存区画整理工区の法人及び地元調整と換地計画の作成に時間を要したことによるものである。

○委員：調書 P7 の担い手農業者への貸借が進みとあるが、全体的にその担い手が入るのか。

●耕地課：調書 P7 の 1・3 工区は新たな法人が参入して営農する。その他工区は新たな法人と日出づる里活性化組合がそれぞれ営農する。

○委員：今回の工期延期理由は何か。

●耕地課：今回追加する区画整理の工区の地元調整に時間を要したため。

○委員：法人と組合員の営農割合は。新しく追加した工区は法人が入るのか。組合員の年齢が高齢と思われるが年齢はどのくらいか。その後の営農は問題ないか。

●耕地課：営農割合は半々。新しい工区は活性化組合が営農する予定。組合員の平均年齢は 70 歳以上。高齢化は課題になっているが、新たな法人等が参入し地域活性化する方向に向かっている。

○委員：調書 P3（４）③で総事業費の変更内容を記載しているが、P5 以降の説明資料と順序が合っていない。水路の説明資料は。

●耕地課：今回、ゆずの生産拡大を中心とした説明にしている。主な増額が区画整理や農道のため、水路の説明資料は添付していない。説明資料の修正については検討する。

○委員：調書 P3 の水路の減額理由として、相続により用地取得に時間がかかるためとあるが、落としてしまって問題ないのか。

●耕地課：水路が老朽化したため、改修する計画となっているが、地元でも管理をしている。

今回整備を見送った路線については町でも引き続き用地交渉し、見通しが立った場合は別事業で整備を行っていく予定である。

○委員：調書 P4 の図面の水路④-1、④-2 の間の点線は何か。計画から落とす路線に見えるため既設利用区間等の表記をいれて分かるようにしてほしい。

●耕地課：水路の既設利用区間。表記については分かりやすいように修正する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜事前評価事業＞

事前5 県土 砂防事業 【十二山川】

（質疑応答）

○委員：基準点に近いところに2基を考えているが、1基大きいものを作るよりも、2基の方が良いのか。

●砂防課：地形条件を踏まえ、より効果的な2基計画とした。

○委員：上流側の堰堤は下流と同じように不透過型堰堤か。

●砂防課：上流側は透過型砂防堰堤を考えている。

○委員：上流側の堰堤の図面も下流堰堤と同じように記載した方が良い。

●砂防課：記載する。

○委員：昨今の環境の変化で、想定外の雨で災害が起きている中で、このぐらいの雨だったらせき止められるとかはないのか。または、時間何ミリとかで表現することは難しいのか。

●砂防課：国の基準をもとに100年に1回の雨を想定した計画としている。時間雨量などで表現するのは難しい。

○委員：必要性として国の方でも今後の雨量が何倍になるというのを出しているのですが、そういった内容を表現していけないか。もしくは、未整備ということを記載して、強調することもできるのではないか。

●砂防課：土石流への対応ができる施設が未整備であることから今回整備するものであるため、そういった内容を課題背景に記載する。

○委員：この施設ができることによってハザードマップの見直しが行われるということはあるか。

●砂防課：今回の整備が全て終われば、土砂災害特別警戒区域は無くなり、ハザードマップも見直されていく予定。

○委員：便益のその他の項目で2つ記載があるが、どのような割合か。

- 砂防課：人的被害（精神的損失）が約 9 割。
- 委員：上流に治山堰堤があるが、調整を行っているか。
- 砂防課：調整を行っている。
- 委員長：この事業に関しては、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再 1 3 県土 治水事業 【古川】

(質疑応答)

- 委員：P4 と P8 において、バイパス区間や P8 の区間等の位置関係がわからない。
- 治水課：図面の表記を修正する。
- 委員：バイパス区間供用後、現河川は残すのか。
- 治水課：用水路として必要なため、断面の大きさは変わるかもしれないが、現河川は残す。
- 委員：残された河川は誰が管理するのか。
- 治水課：普通河川として韮崎市に移管する予定。
- 委員：当初計画の上流は改良する予定は無かったのか。
- 治水課：計画流量を満足する断面が確保されていたため改良の予定は無かった。
- 委員：P8 に記載されている新しい区間の中間地点くらいにある堰堤のようなものは何を目的としているのか。
- 治水課：勾配が急なので落差工を設ける。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再 1 4 県土 街路事業 【(都)和戸町竜王線(城東～中央5丁目工区)】

(質疑応答)

- 委員：事業費の増額理由として、資材や人件費の上昇などはないのか。
- 都市計画課：ある。
- 委員：B/C の値が増えている理由は。
- 都市計画課：前回 B/C で交通量を算出する際は、新山梨環状道路の北部区間が開通になったことを想定して交通量を算出していたが、今回交通量を算出する際は、北部区間が開通してい

ないことを想定して算出している。現状に近い条件で交通量を算出した。

○委員：前回と同じ条件で B/C を算出したらいくつになるか。

●都市計画課：1.1 になる。

○委員：事業費の変更内容について、別途説明で使った図面を調書に添付してもらいたい。その方がわかりやすい。

●都市計画課：修正する。

○委員長：この事業については、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再 1 5 県土 街路事業 【(都) 大手二丁目浅原橋線 (柳町工区)】

(質疑応答)

○委員：B/C について、再 1 4 (和戸町竜王線) のように交通量を見直して算出しているのか。

●都市計画課：見直している。

○委員：前回と同じ条件で B/C を算出し、値が 1.0 を切った場合、事業はどうなるのか。

●都市計画課：1.0 を切っていても事業が必要か審議して頂くことになる。

○委員：一連の区間で事業効果が発現される路線である。B/C が 1.0 を切っても事業の必要性を審議するが委員会の役目でもある。事業効果について整理してもらいたい。

●都市計画課：整理して説明する。

○委員長：この事業については、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

(3) 調書の修正箇所説明

事務局から説明を行い、出席委員により確認された。

(4) 報告案件について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。